

諸外国の避難施設の基準・概要等

国名	人口※	法律
スウェーデン	約 908 万人	建築基準法 ビルにはシェルター（地下室）を設置 地下に巨大な駐車場 上下水道、配管、自家発電、簡易トイレの設置 国民は通常物置に使用している
イギリス	6021 万人	1948 民間防衛法 シェルター建造を地方自治体に義務化 2004 緊急事態法施行に伴い廃止 防空シェルターとして造られた地下建造物（7 基） 地下鉄シェルター（地下 65 フィート以上の深度）
シンガポール	約 448 万人	シェルター法 1997 家庭内シェルター (household shelter) フロアシェルター (storey shelter) 公共シェルター (public shelter) 全ての家に専用シェルター義務化→その後も業者に技術の向上を要請し、通常の階段のデザインに少し手を入れて て火災用の非常階段をシェルター用に利用することも可能となった。
フランス	6220 万人	シェルターに関する法律はない。 原子力発電所事故を想定した計画が策定されているが、避難施設に関しては「できるだけ早く、堅固な建物に入り、 ドア及び窓を閉め、外気導入設備を停止する。」とあるのみ。
スイス	746 万人	2002 年市民防衛及び民間防衛に関する連邦法 第 45 条 全ての住民のために住居から避難可能な近隣に避難場所を用意する。 第 46 条第 1 項 家屋所有者は、家屋、宿泊施設等を建築する際には、避難の部屋を建設し、必要な設備を設置 第 2 項 近隣に避難場所が少ないところは、地方自治外が公共の避難の部屋を供給 シェルター 650 万箇所（医療サービスがシェルター内に 10 万床確保） 核戦争に対する備え→自然災害、事故、テロ対策への即応状態を維持

イスラエル	約 705 万人	<p>市民防衛法 1992 改正 改正後義務化（強化コンクリート、窓の密閉加工、防弾ガラスによる保護スペースの確保）</p> <p>公共シェルター 個人住宅への退避施設</p> <p>退避施設の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、商用ビルに設置される大型・多人数用のシェルター ○ セーフルーム 個人住宅に設置される家庭用 ○ シールドルーム 構造上セーフルームが設置できない場合、応急措置として、窓枠へのシール、窓ガラスへの特殊フィルムの貼附により、既存の施設を密閉してシェルターとして活用
ドイツ	8243 万人	<p>民間人保護法</p> <p>第 1 条第 1 項 官公庁の措置は、住民の自助を補完する</p> <p>連邦の補助金、税制上の優遇措置をうけて自家シェルターを設置</p> <p>公共シェルターは市町村により維持管理（法 7 条 1 項）約 2000 設置</p> <p>全国民に適当な費用でシェルターを設置できるように計画（ガイドライン）</p> <p>地下駐車場・地下鉄・トンネル等の施設ならびに連邦の資金により再建された地下壕・地下道路・地下施設内の多目的建築物として設置（※平時には別目的で利用され、収入も市町村に帰属）</p> <p>技術基準は建築基準原則に記述されており、強度等が定められている。</p>
アメリカ合衆国	2 億 8120 万	<p>連邦危機管理庁 Are you ready?（市民の準備ガイド）</p> <p>赤十字社と救世軍が、コミュニティ及びその他の災害復旧グループの支援を受けながら、地元自治体と共同で、学校・市役所・教会に公的シェルターを開設する。</p> <p>シェルター 竜巻には地下、化学物質の流出事故は地上階よりも高いところ</p>
カナダ	3161 万人	<p>各種既存建造物（学校やスタジアムなど）を一時的なシェルターに転換して、必要な物資を供給しながら使用するという考えであるが、シェルターに関する基準はない</p>

大韓民国	4,884 万人	<p>民防衛基本法（1975 一部改正 2004）第 14 条 避難壕等非常避難施設の設置</p> <p>民防衛基準法施行令（2004 一部改正）第 14 条</p> <p>① 法第 14 条の規定によって民防衛準備を命ずることができる建築物及び施設物は住居で使う一戸建て以外の建築物や施設物として次の各号の 1 に該当することをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築法第 44 条の規定によって地階を置いている建築物 2 消防法第 30 条及び第 69 条の規定で消防施設物を取りそろえなければならない建築物及び施設物 3 その他民防衛装備の配置を整備のために行政自治部令で定める建築物及び施設物 <p>民防衛基準法施行規則（2001 改正）第 9 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設 避難壕、ただ、地下室・地階・地下駐車場等が近隣に構築されている場合、命令しない種類等 <p>政府支援の施設（民防衛基本法第 3 条の 2、同施行令第 1 条の 2）設置場所；人口密集地域及び対空脆弱地域 民間施設 建築法第 44 条に依拠して設置された施設のうち、退避機能を備えている地下層 公共用指定；個人所有の 60 m²以上の地下層を公共用に指定可能（個人所有の住宅は除外）</p> <p>総数 30,076 箇所</p> <p>等級分けによる施設の種類の数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 級；防火防護施設を完備した、指揮用の施設（27 箇所） 2 級；高層ビルの地下二階以下、地下鉄、トンネル、大衆集合場所（1797 箇所） 3 級；地下商店街等のビルの地下層、歩道 大衆集合場所（19558 箇所） 4 級；一戸建てなどの小規模ビル地下（8694 箇所）
------	----------	---

※人口 外務省ホームページ参照

消防庁実施の委託調査等を元に作成